

【表紙】	
【発行登録番号】	4 - 外債 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和 4 年 1 月21日
【発行者の名称】	欧州評議会開発銀行 (Council of Europe Development Bank)
【代表者の役職氏名】	カルロ・モンティチェッリ (Carlo Monticelli) 総裁 (Governor)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 柴 田 弘 典
【住所】	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1039
【事務連絡者氏名】	弁護士 甲 立 亮 弁護士 深 田 大 介 弁護士 山 岡 知 葉
【住所】	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1120 06-6485-5715 03-6775-1618
【発行登録の対象とした募集 又は売出し】	募集
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（令和 4 年 1 月29日）から 2 年を経過する日（令和 6 年 1 月28日） まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 3,000億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、債券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

- | | |
|-----------------|--|
| 1【発行主体】 | 債券は欧州評議会開発銀行（以下「当行」という。）が発行するものである。
本書の日付において、当行による債券の発行に直接関係のある特定の会計は存在せず、当行は、今後もそのような会計を設定しない。
当行の年間借入の限度額は、当行の管理委員会決議により毎年付与される借入承認によって固定されている。 |
| 2【募集要項】 | 未定。 |
| 3【利息支払の方法】 | 未定。 |
| 4【償還の方法】 | 未定。 |
| 5【元利金支払場所】 | 未定。 |
| 6【担保又は保証に関する事項】 | 未定。 |
| 7【債券の管理会社の職務】 | 未定。 |
| 8【債権者集会に関する事項】 | 未定。 |
| 9【課税上の取扱い】 | 未定。 |
| 10【準拠法及び管轄裁判所】 | 未定。 |
| 11【公告の方法】 | 未定。 |
| 12【その他】 | 特記事項なし。 |

第2【売出要項】

該当なし。

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

債券の発行手取金（純額）は、主に、(1)難民、避難民若しくは移民及び自然若しくは環境災害の被害者が居住する国で彼等を援助すること若しくは帰国する条件が整った時にこれらの人々が自国に帰ること若しくは可能な場合は受け入れ国への移住を可能にすることを目的とする事業、又は、(2)貧しい地域での雇用創出、低所得層の住宅建設若しくは社会的インフラストラクチャーの整備を可能にすることを目的とする事業に対し、当行が随時行う貸付けの資金等として利用される。当行は、各種有価証券の発行を含むその他の方法により随時これ以外の資金調達を行う見込みである。かかる資金調達の金額及び方法は様々な要素に基づき決定される。

第4【法律意見】

当行のジェネラル・カウンセルであるジャン・ドウ・ベル（Jan De Bel）氏により、以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

当行による当行のための関東財務局長への発行登録書の提出及び発行登録書に基づく発行登録は、当行により適法に授権されたものであり、発行登録書の提出の授権及び適法性に関して当行に適用のある条約、法令及び規則（以下「当行の法」という。）の下において適法であるとともに、いかなる当行の法にも抵触しない。

上記の法律意見は、当行の法に関してのみ述べられている。

第5【その他の記載事項】

特記事項なし。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）
令和3年4月20日関東財務局長に提出

会計年度（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）
令和4年6月30日までに関東財務局長に提出予定

会計年度（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）
令和5年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国者臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1記載の有価証券報告書の訂正報告書）を令和4年1月13日に関東財務局長に提出。

第2【参照書類の補完情報】

特記事項なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。